

議第24号 京都市職員厚生会条例の全部を改正する条例の制定についての一部を次のように修正する。

第3条中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定に基づく補助については、京都市補助金等の交付等に関する条例の規定を適用する。